

告 示

埼玉県告示第千二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）の換地計画を令和六年十一月二十九日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和六年十二月十三日から

令和七年一月二十日まで

二 縦覧場所

熊谷市妻沼行政センター

行田市役所